

諮詢序：経済産業大臣

諮詢日：令和5年3月1日（令和5年（行情）諮詢第226号）

答申日：令和6年2月22日（令和5年度（行情）答申第718号）

事件名：特定職員に係る出勤簿の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定年出勤簿（特定職員）（特定期間経済産業省商務情報政策局生活文化創造産業課分）（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年9月21日付け20220830公開第1号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮詢序」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

原処分は、違法かつ不当である。即ち、不開示部分は、公益性の観点から開示されるべきである。尚、実施方法申出書を令和4年10月6日に発送したが、開示資料を未だ受領していないので早急に開示資料を送付していただきたい。

よって、原処分の取消しを求める。

第3 謝罪の説明の要旨

1 事案の概要

(1) 審査請求人は、令和4年8月18日付で、法4条1項の規定に基づき、処分庁に対し、「経済産業省ものづくり政策審議室長を歴任した特定個人の平成29年の出勤簿。（特定期間商務情報政策局生活文化創造産業課分）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は、同月30日付でこれを受け付けた。

(2) 本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書を特定し、法9条1項の規定に基づき、原処分を行った。

(3) 原処分に対し、開示請求者である審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）4条1号の規定に基づき、令和4年12月21日付で、諮詢序に対し、原処分で不開示とした部分（以下「不開示部分」という。）の全部を開示することを求める審査請求（以下「本件審

査請求」という。)を行った。

- (4) 本件審査請求を受け、諮問庁において、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したところ、本件審査請求には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、法9条1項の規定に基づき、本件対象文書のうち不開示部分を除いて開示する原処分を行った。

原処分において、不開示部分と不開示とした理由は、具体的には以下のとおりである。

(不開示とした部分と理由)

本件対象文書中、年次休暇、病気休暇、特別休暇、欠勤及びその他休暇の取得状況については、その有無にかかわらず、非公表の個人に関する情報であり、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあり、法5条1号に該当し、ただし書イ、口及びハのいずれにも該当しないため、不開示とした。

3 審査請求人の主張についての検討

- (1) 審査請求人は、処分庁の原処分について、不開示部分を開示することを求めているので、以下、不開示部分の法5条1号の該当性について、具体的に検討する。

- (2) 本件対象文書は、経済産業省商務情報政策局生活文化創造産業課に所属していた職員の特定期間の出勤簿であり、職員の氏名が記載されており、全体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

このうち不開示部分は、当該職員の年次休暇、病気休暇、特別休暇、欠勤及びその他休暇の取得状況であって、職員の私生活の内容に関する情報であり、職員の公務員としての職及び職務遂行の内容に係る情報ではなく、法5条1号ただし書ハに該当しない。

また、不開示部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情もない。

さらに、不開示部分を公にすると、当該職員の私生活の内容を知られる結果となることから、当該職員の権利利益を害するおそれがないとは認められず、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、不開示部分は、法5条1号に該当するので、不開示とすることが妥当である。

- (3) また、審査請求人が審査請求書で主張する、本件対象文書の開示の実施に係る事項は、処分庁が原処分で不開示部分を不開示としたことは関

係がなく、 諮問庁の上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、 本件審査請求については何ら理由がなく、 原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、 本件審査請求については、 棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、 本件諮問事件について、 以下のとおり、 調査審議を行った。

- | | |
|------------|---------------|
| ① 令和5年3月1日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月22日 | 審議 |
| ④ 令和6年2月1日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同月16日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求に対し、 処分庁は、 本件対象文書の一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、 審査請求人は不開示部分の開示を求めており、 諒問庁は、 原処分を維持することが妥当としていることから、 以下、 本件対象文書の見分結果を踏まえ、 不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報妥当性について

- (1) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、 本件対象文書は、 特定期間において経済産業省商務情報政策局生活文化創造産業課に所属していた特定職員に係る出勤簿であり、 ①「発令年月日並びに所属部課名及び人事異動の内容」欄、 ②「年次休暇付与日数」欄、 ③「年次休暇繰越日数」欄、 ④「出欠」欄（月日ごとの職員が定時までに出勤したことを証する等のための欄）、 ⑤「集計」欄（「年次休暇」、「病気休暇」、「特別休暇」及び「欠勤」ごとの各月の使用日数等についての集計欄）、 ⑥「氏名」欄の各項目から構成されていると認められる。

処分庁は、 上記①欄ないし⑥欄のうち、 ③欄並びに④欄及び⑤欄の一部を不開示としている。

- (2) 本件対象文書は、 特定職員の氏名が記載されており、 全体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、 特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

- (3) 次に、 各不開示部分の同号ただし書該当性について検討する。

ア 「年次休暇繰越日数」欄及び「集計」欄について（③欄及び⑤欄）

当該欄における不開示部分には、 特定職員の私生活の内容に関する情報である休暇等の取得状況が記載されていると認められる。

これらの情報は、 当該職員の公務員としての職及び職務遂行の内容

に係る情報であるとは認められず、法5条1号ただし書ハに該当しない。

また、当該部分に記載されている情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

さらに、本件対象文書においては、特定職員の氏名が開示されていることから、法6条2項に基づく部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

イ 「出欠」欄について（④欄）

当該欄における不開示部分には、職員の私生活の内容に関する情報である休暇の表示及び時間単位の休暇の表示が記載されていると認められる。

これらの情報は、当該職員の公務員としての職及び職務遂行の内容に係る情報であるとは認められず、法5条1号ただし書ハに該当しない。

また、当該部分に記載されている情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

さらに、本件対象文書においては、特定職員の氏名が開示されていることから、法6条2項に基づく部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、上記第2の2において、法7条に基づく裁量的開示を求めているものと解される。

審査請求人は、その理由として、公益性の観点から開示すべきであるとしているが、不開示規定の例外として、公益上開示することが特に必要であるとするに足る具体的な理由を示しているとは必ずしもいえない。上記2において当審査会が不開示とすることが妥当と判断した部分については、これを開示することによる利益が、これを開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとまでは認められないことから、法7条による裁量的開示をしなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当す

るとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 太田匡彦、委員 佐藤郁美